

○大阪市立男女共同参画センター条例施行規則

平成5年6月17日

規則第82号

改正 平成6年11月10日規則第126号
平成8年4月1日規則第35号
平成10年3月19日規則第4号
平成13年4月1日規則第53号
平成13年10月23日規則第136号
平成18年3月31日規則第36号
平成21年10月30日規則第143号
平成27年3月20日規則第28号
平成28年3月31日規則第101号
平成28年12月16日規則第171号
平成30年12月21日規則第134号
令和元年8月9日規則第32号

大阪市立女性いきいきセンター規則を公布する。

大阪市立男女共同参画センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(承認事項)

第2条 条例第3条第3項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を行う日時
- (2) 当該事業を行う大阪市立こども文化センターの施設

(使用許可の申請等)

第3条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（駐車場に係る使用許可を受けようとする者を除く。）は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを条例第4条第5項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 使用の日時
- (3) 使用の目的
- (4) 使用しようとする施設及び附属設備
- (5) 使用予定人数
- (6) その他指定管理者が必要と認める事項

2 駐車場への入庫をした者は、当該入庫の際、駐車場に係る使用許可を受けたものとみなす。

3 条例第6条第2項ただし書の市規則で定める特別の事由は、次のとおりとする。

- (1) 施設を使用しようとする者が国又は地方公共団体であること
- (2) 使用しようとする施設が駐車場であること
- (3) 前2号に定めるもののほか、施設を使用しようとする者が使用許可を受ける前に利用料金を支払うことが困難であるものとして市長が定める事由
(附属設備の利用料金)

第4条 条例第11条第4項の市規則で定める金額は、別表のとおりとする。

(指定申請の公告事項)

第5条 条例第13条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第15条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする旨
(指定申請の方法)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属す

る事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）とする。

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第15条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) センターの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
（資料の提出の要求等）

第7条 市長は、条例第16条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数、施設の稼働状況その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第9条 条例第11条第2項に規定する使用者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成5年6月23日から施行する。

附 則 (平成6年11月10日規則第126号)

この規則は、平成6年12月6日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第35号)

この規則は、平成8年4月6日から施行する。

附 則 (平成10年3月19日規則第4号)

この規則は、平成10年4月4日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年10月23日規則第136号)

1 この規則は、平成13年11月1日から施行する。

2 平成13年11月3日から同月7日までの間の大阪市立男女共同参画センターのホールの使用に係るこの規則による改正後の大阪市立男女共同参画センター規則第3条第3項第1号の規定の適用については、同号中「7日前」とあるのは「2日前」とする。

附 則 (平成18年3月31日規則第36号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 大阪市立男女共同参画センターの指定管理者の指定手続に関する規則(平成17年大阪市規則第160号)は、廃止する。

附 則 (平成21年10月30日規則第143号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第101号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日規則第171号）

- 1 この規則は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に行われた大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第6条第1項に規定する施設の使用に係る申請は、同日以後においては、この規則による改正後の大阪市立男女共同参画センター条例施行規則第3条第1項の規定による申請とみなす。

附 則（平成30年12月21日規則第134号）

- 1 この規則は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市立男女共同参画センター条例施行規則第6条の規定は、平成31年8月1日以後の大阪市立男女共同参画センター南部館（以下「南部館」という。）及び大阪市立男女共同参画センター東部館（以下「東部館」という。）の施設又は附属設備の使用に係る使用料の還付について適用し、同年7月31日以前の南部館及び東部館の施設又は附属設備の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月9日規則第32号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	品名	単位	金額
照明設備	ピンスポットライトA	1台4時間までごとに	3,400円
	ピンスポットライトB	1台4時間までごとに	1,700円
	シーリングライト	12台以内4時間までごとに	2,200円
		13台以上24台以内4時間までごとに	3,100円
		25台以上36台以内4時間までごとに	4,000円
		37台以上48台以内4時間までごとに	4,900円
		49台以上4時間までごとに	5,800円
	フロントサイドスポットライト	6台以内4時間までごとに	1,300円
		7台以上12台以内4時間までごとに	2,200円
		13台以上18台以内4時間までごとに	3,100円

	に		
	19台以上4時間までごとに	4,000円	
フットライト	一式4時間までごとに	800円	
ボーダーライト	一列4時間までごとに	1,000円	
サスペンションライト	16台以内4時間までごとに	2,800円	
	17台以上32台以内4時間までごとに	3,300円	
	33台以上48台以内4時間までごとに	3,800円	
	49台以上64台以内4時間までごとに	4,300円	
	65台以上4時間までごとに	4,800円	
トーマンタルタワーライト	一式4時間までごとに	2,500円	
天井反射板ライト	一式4時間までごとに	1,000円	
パーライト	1台4時間までごとに	500円	
アッパーホリゾンライト	一式4時間までごとに	1,200円	
ロアホリゾンライト	一式4時間までごとに	1,200円	
エフェクトマシン	1台4時間までごとに	1,500円	
マルチストロボ	1台4時間までごとに	1,500円	
ミラーボール	1台4時間までごとに	1,500円	
音響設備	拡声装置A	一式4時間までごとに	10,000円
	拡声装置B	一式4時間までごとに	4,000円
	拡声装置C	一式4時間までごとに	1,200円
	オープンリールテープレコーダー	1台4時間までごとに	400円
	録音・再生ワゴン	一式4時間までごとに	1,600円
	ミキサーワゴン	一式4時間までごとに	1,600円
	3点つりマイク	1台4時間までごとに	1,300円
	ワイヤレスマイク	1台4時間までごとに	1,300円
	ダイナミックマイク	1台4時間までごとに	500円

	コンデンサーマイク	1台4時間までごとに	500円
	ヘッドフォンマイク	1台4時間までごとに	500円
	オーディオビジュアルシステム	一式4時間までごとに	3,200円
	オーディオシステム	一式4時間までごとに	1,600円
	レクチャーアンプ	一式4時間までごとに	800円
映写設備	書画カメラ	1台4時間までごとに	1,300円
	16ミリ映写機A	1台4時間までごとに	5,000円
	16ミリ映写機B	1台4時間までごとに	3,000円
	35ミリスライド映写機	1台4時間までごとに	3,000円
	ビデオプロジェクターA	1台4時間までごとに	4,500円
	ビデオプロジェクターB	1台4時間までごとに	1,500円
	ビデオプロジェクターC	1台4時間までごとに	800円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台4時間までごとに	400円
	テレビ	1台4時間までごとに	400円
	ビデオ	1台4時間までごとに	400円
その他設備	同時通訳設備	一式4時間までごとに	50,000円
	同時通訳レシーバー	1台4時間までごとに	600円
	グランドピアノA	1台4時間までごとに	8,300円
	グランドピアノB	1台4時間までごとに	6,000円
	アップライトピアノ	1台4時間までごとに	3,300円
	電子ピアノ	1台4時間までごとに	2,000円
	指揮台	一式4時間までごとに	1,000円
	平台	1枚4時間までごとに	300円
	箱足	1個4時間までごとに	100円
	地 <small>かすり</small> 絨	一式4時間までごとに	1,500円
	金びょうぶ	1双4時間までごとに	800円
	陶芸用電気窯	1台4時間までごとに	800円
	電源使用料	定格消費電力4時間1キロワットま	300円

	でごとに	
--	------	--

備考 午前9時から午後9時30分まで大阪市立男女共同参画センター西部館を使用するときの利用料金の上限額は、この表の金額の3倍に相当する額とする。